

大学支援フォーラム PEAKS 全体会合運営規則（令和5年4月17日改定）

（目的）

第1条 本規則は、大学支援フォーラム PEAKS(Leaders' Forum on Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society)（以下「フォーラム」という。）規約第4条の規定に基づき、全体会合の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（成立要件）

第2条 全体会合は、フォーラムに入会した者（以下「構成員」という。）の過半数の出席をもって成立とする。

- 2 全体会合の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。
- 3 構成員は、全体会合に出席できない場合であっても、あらかじめ定めた代理人を全体会合に出席させ、その意見を表明し、議決に参加することができる。
- 4 構成員は、全体会合に出席できない場合であっても、全体会合において文書によりその意見を表明し、議決に参加することができる。
- 5 前2項の規定により、全体会合においてその意見を表明し、議決に参加した構成員については、出席があったものとみなす。
- 6 当該議事の審議は、電磁的方法により実施することができる。

（議事録）

- 第3条 座長は、全体会合における審議の内容等を記録した議事録を作成し、原則公開するものとする。ただし、座長が公開しないことを適当としたときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きの規定により議事録を非公開とした場合は、その理由を公表するものとする。

（改訂）

第4条 本規則の改定は、幹事会において決議する。

附則

本規則は、令和4年9月27日から施行する。

本規則は、令和5年4月17日から施行する。